

新可燃ごみ処理施設整備・運営事業 要求水準書（運営・維持管理業務編）では次のとおり規定されている。

#### 要求水準書抜粋

（抜粋）

#### 第4章 運転管理業務

#### 第2節 運転条件

#### 3 公害防止基準

- (1) 公害防止基準は、要求水準書（設計・建設業務編）「第1章 第3節 環境保全に係わる計画主要項目」参照。
- (2) 公害防止基準を超えた場合は、速やかに停止すること。
- (3) 事業者は、公害防止基準を確実に遵守するための運転管理上の要監視基準を設定すること。なお、要監視基準の基準値は公害防止基準の基準値を下回る数値とし、事業者の提案によるものとする。

#### 第6章 環境管理業務

#### 第2節 環境保全基準

- (1) 事業者は、公害防止基準、環境保全関係法令、環境影響調査等を遵守した環境保全基準を定めること。
- (2) 事業者は、運営・維持管理に当たり、設定した環境保全基準を遵守すること。

なお、ここで言う事業者とは、20年間の運営委託を契約した運營業務受託者（浅川環境テクノロジー株式会社）を言う。

また、公害防止基準とは、浅川清流環境組合が定めた自主基準のことを言う。

そこで、運營業務受託者が環境保全基準を作成するための前提条件（施設運営の基準となる基本事項）の検討を浅川清流環境組合だけで行うのではなく、地元自治会や学識経験者の意見を取り入れることとしたため「浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設運営基準検討委員会」を設置するものである。